

四天王寺中学校・四天王寺高等学校

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観に立ち指導することが重要となる。

本校は、聖徳太子が説かれた「和のご精神」を礎として、人間としての優しさや信念をもつ女性の育成に努めている。互いに助け合い、周りの全ての人に感謝と思いやりの気持ちを持つことの大切さを教え、互いに人格を尊重し、人権意識の高揚を図り、深い人間性を備え、世界に貢献できる人物の育成をすることを理念としている。いじめは重大な人権侵害であるという意識のもと、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的な事例として

- ☆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等の嫌な事を繰り返し言われる。
- ☆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ☆ わざと遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる等の暴力を加えられる。
- ☆ 金品をたかられる。
- ☆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☆ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

『いじめ対策委員会』

(2) 構成員

運営委員：《校長・教頭・仏教教育部部長・仏教教育部副部長・人権教育部部長・人権教育部副部長・教務部部長・進路指導部部長・生徒指導部部長・生徒指導部副部長・入学対策部部長・高中人権教育推進委員・学校評価検討委員長・学年主任・学年副主任・各学年人権教育係》
他、担任・クラブ顧問・認知教員等校長からの指名による者

(3) 役割

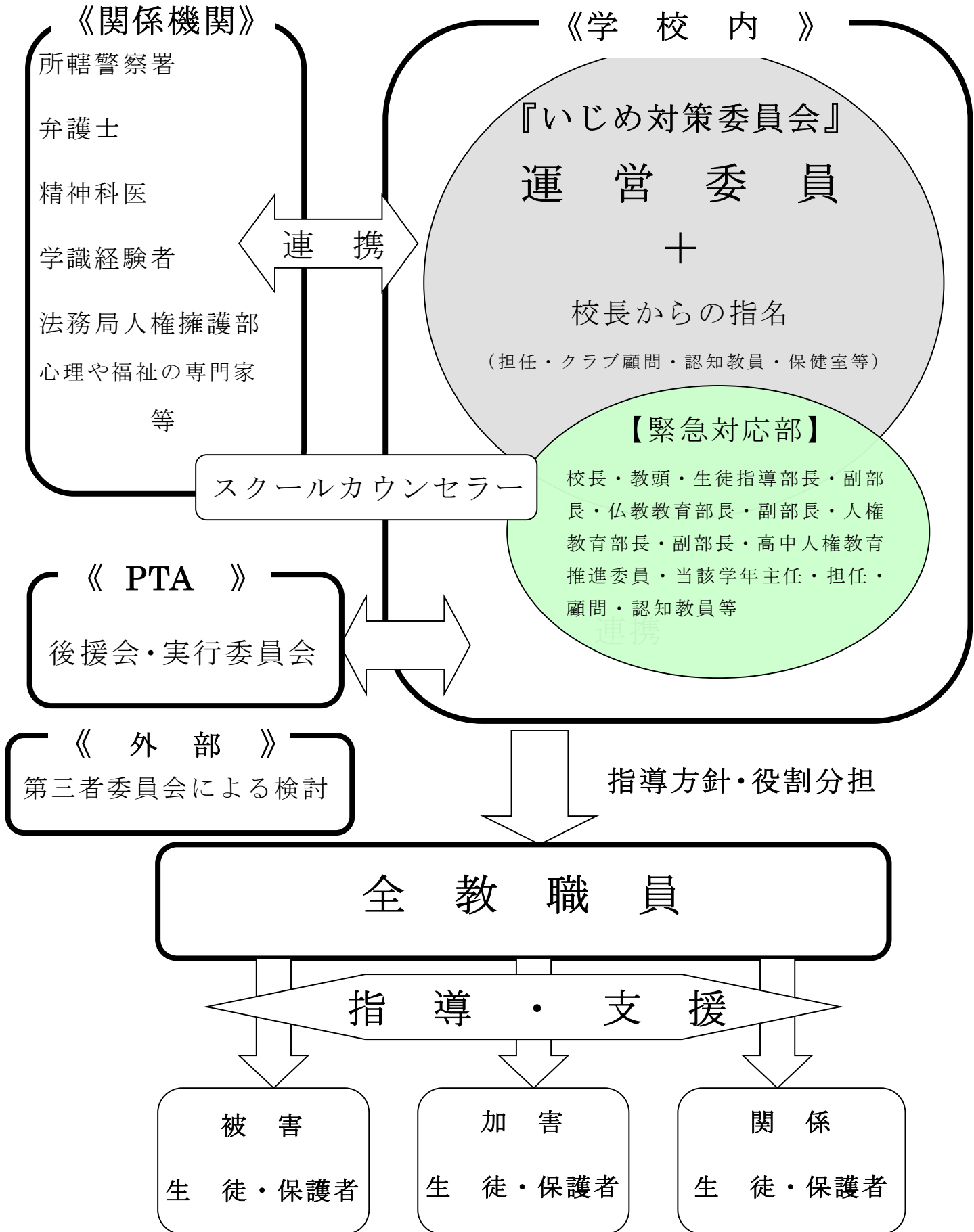
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性のチェック
- ク いじめ基本方針の見直し

(4) 年間計画

4	月	教員研修会、教員会（いじめ報告）、人権教育 新入生オリエンテーション、窓口開設※
5	月	いじめ対策委員会、参観授業（保護者研修）
6	月	仏教講話（中）、教員会（いじめ関連報告） 教育相談強調月間（いじめへの取組）、いじめアンケートの実施
7	月	仏教講話（高） 教員会（いじめ関連報告）、いじめ対策委員会
8	月	教職員人権教育研修会
9	月	いじめ対策委員会、仏教講話（中）
10	月	人権尊重標語募集、仏教講話（高）
11	月	参観授業（懇談）、人権教育、いじめアンケートの実施
12	月	教員会（いじめ関連報告）、いじめ対策委員会
1	月	教員会（いじめ関連報告）、人権教育
2	月	教員会（いじめ関連報告）
3	月	教員会（いじめ関連報告）、いじめ対策委員会

※窓口

担任、学年人権教育係、高中人権教育推進委員、保健室、スクールカウンセラー



(5) 取組み状況の把握と検証（※PDCA）

いじめ対策委員会は、年5回の会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるかどうかの確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じたいじめ基本方針や計画の見直し等をおこなう。

※P:Plan（計画） D:Do（実行） C:Check（検証） A:Action（改善）

P：教職員自身がいじめられた生徒の立場に立ち、生徒の気持ちに寄り添って常に生徒を支える立場で接する。

D：どのような理由があっても、徹底していじめられた生徒の視点に立った対応をする。

C：いじめられる辛さや苦しみに共感的理解を示し、いじめは絶対に許さないこと、いじめが解決するまで「生徒を必ず守り通す」姿勢を示す。

A：いじめられた生徒が自信を持って学校生活を送れるよう、事後指導を適切に行い、長期的に観察と支援を続け、他の教職員や周囲の生徒からも情報を得る。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が他者の痛みや心情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、情操教育を強化し、信頼ある友だちづくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。その中で、生徒一人ひとりに自己の存在価値を自覚させるとともに、「いじめは絶対に許さない」という学級作りに努める。その一方で、担任はいじめ情報をキャッチできるようにし、些細なしぐさにも注意し、平素から保護者との連絡を密にし、「いじめ」はどこにでも起こりうるものだと心構えておくことで、早期発見・早期解決につなげる。

2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員は職員会議、学年会議等で基本方針について確認しあい、いじめに対して意思の疎通を諮っておく。また、生徒に対して人権教育や各授業等を活用し、他人の個性や気持ちを尊重する大切さや、いじめ事象が発生した場合には、被害者の気持ちに寄り添える心を育てていく教育を実践していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合える態度を養うこと、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要であり、日頃より命の尊さや人権尊重の精神について話し合う機会を設け、被害生徒の辛さを考えさせるとともに、いじめ行為の卑劣さを理解させる。また、いじめを見て、はやし立てる行為は、いじめへの加担であり、いじめと同じであることを理解させる。
- (3) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業、学級活動、学校行事、クラブ活動、生徒会活動等においてその場を作り、やる気と自信を持たせるとともに、生徒の思いやりの気持ちや、自他の個性を尊重する態度を育む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、教師は絶対的な味方であることを信じてもらい、生徒の良い点を認め励ます声かけを積極的におこない、生徒が自信を持って学校生活を送れる環境作りを心掛ける教育の実践をおこなう。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、第一に教職員がいじめについて学習、研究を実践し、生徒一人ひとりに思いやりの気持ちや、自他の生命等を尊重する心情や態度を修得させ、「いじめは絶対に許されない」という態度を育む教育を実践する
- (6) いじめが生まれる背景を踏まえ、教師の未然防止の注意点
☆「いじめ」は、どの生徒にも起こりうるとの前提で！

『どの生徒にも中立の立場で』

『見て見ぬふりをしない。』

『決して一人で抱え込まず、解決しようとしなない』

- ・ 学級担任は、朝拝や終礼時は下より普段の生徒の動きを注視し、何か気になる発言や態度を感じれば（間違っているともよい）周囲に相談し、必ず学年主任に報告する。
- ・ 授業担当者、クラブ顧問は何か気になる発言や態度を感じれば（間違っているともよい）必ず担任または当該学年主任に報告する。
- ・ 「誰にも言わないでほしい」と言われても、必ず学年主任に報告する。
- ・ 実際にいじめをうけている生徒の多くは、自ら申し出てくるケースが少ない。こちらからの気づきが必要である（アンケートや成績個人懇談などを活用する）
- ・ クラス内のグループ化に目を見張り、解散を迫るのではなく、その動向に注意をしておく。
- ・ 些細なことだと感じられるトラブルでも、すぐに対応する。（後回しにしない）

例えば・・・

机がわずかに離されている。生徒の発言をくすくす笑う。

誰も話しかけない。遊びに入れてもらえない。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言葉の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。そのためには、急に遅刻が増えたり、あまり教室で姿を見なくなったり、提出物が遅れたりすることなどに注意を払い、生徒が示す小さな変化や危険信号をみのがさないことが大切である。また、教職員間において、いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、十分な共通理解を図り、いつも生徒の行動に対する情報交換が積極的に出来るよう努め、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ共有できるよう心掛ける。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年間2回、6月と10月に実施する。重大な問題であればすぐに情報を収集する。また、定期的な教育相談として、不自然な言動をとる生徒を見かければ、共有情報を生かし、生徒との話し合いを積極的に持つように心がける。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、「生徒のためにどうするか」という視点に立って共に考えていく姿勢を常に持ち、保護者を非難したり、一方的に意見を述べたりすることのないように十分配慮する。また、保護者からの悩みや言い分については、十分に時間をとること。
- (3) 担任をはじめ、人権教育部部長・副部長・学年の人権教育係や高中人権教育推進委員、保健室、スクールカウンセラーを窓口とし、生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談ができる体制を構築する。また、教室掲示などの広報活動により、相談体制を広く周知させ、保護者後援会などと意見の交換を適宜おこない、いじめ対策委員会により適切に機能しているかなど定期的に点検をおこなう。
- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて留意しつつ、正確な情報提供を行うことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。よって決して他に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。そのためには、日頃より教職員相互の意思の疎通や、協力し合える人間関係を構し、発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応できる体制を整えておくことが必要である。問題が発生し、対応にあたる場合には、被害生徒を守ることはもちろんのこと、加害生徒の人格の成長にも主眼を置いた指導をおこない、あわせて両保護者に対する丁寧な説明・応対をおこなう気持ちを念頭におき、解決にむけて取組まなくてはならない。また、「学校内だけでは解決が困難な事象」のみならず、必要であれば迅速に関係機関や専門機関と連携をとることを行わなければならない。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの的確に関わり、まず被害生徒等の安全確保を第一とする、迅速な対応が求められる。生徒や保護者から「いじめではないか」「いじめられている友達がいる」などの相談や通報があった場合は真摯に傾聴し、あわせて通報してきた生徒の安全も確保するように配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、疑われる行為を認知した時点で他の教員や学年主任に相談をし、『いじめ対策委員会緊急対応部』に連絡し、その後は委員会が中心となり、情報を共有しながら迅速(※1)に関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実の有無を確認する。

『いじめ対策委員会緊急対応部』

校長、教頭、仏教教育部部長、副部長、人権教育部部長、副部長、生徒指導部部長、副部長、高中人権教育推進委員、当該学年主任、担任、クラブ顧問、認知教員など

※ 教職員は、いじめ情報を入手したら、迅速に学年主任、管理職、生徒指導部長、仏教教育部部長、人権教育部部長等の緊急対応部に報告するとともに、家庭に調査開始を連絡する。調査の結果、レベル2以上と判断されるとき、遅くとも2日目までに調査班を発足させ、正確な事実関係の把握、情報収集（加害者、被害者からの聴き取り）を行う。担任（学年主任）は、家庭訪問をおこなうか、保護者に来校してもらい、現時点までの報告を行う。遅くとも3日目までに「いじめ対策委員会」を開き、支援策を実行する。

5日目以上たつて解決が見られないときは、再度「いじめ対策委員会」で支援策を検討する。

- (4) 事実が確認され次第、校長は常務理事に報告し、状況に応じて、私学課や関係機関に相談する。
- (5) 被害・加害生徒の保護者への報告については、電話・メール等では行わず、来校または家庭訪問により直接会って、より丁寧におこなう。
- (6) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難と判断された事象や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、常務理事と連絡を取り、所轄警察署に『相談』し、適切に援助を求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、『相談』を飛び越え、直ちに所轄警察署へ『通報』し適切な援助を求める。

3 いじめられた（被害）生徒又はその保護者への支援

加害生徒への出席停止・自宅指導制度、別室登校などの活用により、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制（親しい友人や教職員、家族、地域の人等の被害者にとって信頼できる人との連携）を確立する一方、保護者に対して子どもの安心安全な学校生活への不安を解消するべく、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じては、スクールカウンセラーや関係機関に協力を得て、被害生徒、保護者への対応、支援を行う。

4 加害生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、事実関係の聴き取りを行う。複数の生徒の関与が疑われる場合は、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴き取りした後は、迅速に加害生徒の保護者に連絡を取り、厳しい指導の一方で、行為に至った原因・背景の把握や加害生徒の人格成長の指導にも力を注いでいることを理解させ、連携、協力を求めていくとともに、適切な助言を行う。
- (3) 加害生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 関係加害生徒に対して、正確に事実を確認するとともに、被害生徒の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為が被害生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害者になるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、教職員が一丸となり、「いじめは絶対に許さない」・「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合える集団作りを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級運営するとともに、全教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。そのため、認知された事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とタイアップし教訓化するとともに、関係生徒の指導を通して、その背景や問題点を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、スクールカウンセラー等とも連携し、生徒のエンパワメント（一人ひとりが誰でも潜在的にもっているパワーや個性をふたたび生き生きと息吹かせること）を図る。また、学校行事（体育祭・文化祭・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等）は生徒が、人間関係作りを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒達が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作り上げ、育んでいくことができるよう、適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等の発見、または通報を受けた場合、認知者が①問題箇所の確認、②問題箇所の印刷または保存をした後、いじめ委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、被害生徒のケア等の必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請（「忘れられる権利※」）等、被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や加害者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等の関係機関と連携するなどし、解決に向かわせる。

※「忘れられる権利」：インターネット上の検索機能の飛躍的な向上により、インターネットに流れた個人情報半永久的に、公衆の目にさらされる危険性が現実化した。このことにより、EUの司法裁判所が「忘れられる権利」を認め、検索事業者は検索結果の削除をしなければならなくなった。

- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、『情報の受け手』として必要な基本的技能の学習や『情報の発信者』として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

学校の実情に応じて補足すること

附 則

本方針は、平成26年4月5日から施行する。

本方針は、平成27年4月6日から改正する。

本方針は、平成29年4月6日から改正する。

本方針は、令和5年7月23日から改正する。